

刑弁でGO!

第29回

トピック

複数での弁護活動の勧め

刑事弁護委員会委員 前田 領 (60期)

1 裁判員裁判対象事件における 弁護人の複数選任

これまで国選弁護は、通常1人で事件に対応していかなければなりませんでした。

しかし、裁判員裁判対象事件では、起訴後、多くの場合において、弁護人が複数選任が必要な理由を明らかにして請求すれば、2人以上の国選弁護人の選任が認められています。

捜査段階でも、弁護人がその理由を明らかにして請求すれば、刑事訴訟法37条の5の要件のある事件（法定刑が死刑又は無期の事件に限定、裁判員裁判対象事件でも有期が最高刑である傷害致死罪や危険運転致死罪等は含まれない）では、裁判所の裁量により2人の弁護人選任が認められることになっています。東京地方裁判所においては、多くの場合、上記の刑事訴訟法37条の5に規定された事件については被疑者段階でも2人の弁護人選任が認められています。しかし、対象外の事件は認められておらず、また、対象事件であっても、裁判所によっては、被疑者段階に複数選任がなかなか認められないとの報告が日弁連にあがっています。

そこで、日弁連国選対応態勢確立推進本部では、刑事訴訟法37条の5の改正案を提起しており、そこでは、対象事件の限定と複数選任の数の制限をはずすよう求めています。また、裁判員裁判事件に限らず、複数選任の必要性の高い事件については、2人あるいは3人の弁護人選任ができるよう求めています。

それはさておき、どうして裁判員裁判では複数の弁護人が必要なのでしょう。

2 裁判員裁判対象事件において 複数で対応する必要性

裁判員裁判対象事件では公判前整理手続に付さなければならないとされています（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律49条）。

公判前整理手続では、検察官の証明予定事実及び請求証拠を精査し、証拠開示請求を行い、開示された証拠を検討しなければなりませんので、その量は膨大なものとなることもあります。あわせて、被告人や関係者らから事情を聞き取り、事案によっては示談を行う必要もありますし、その他、弁論にそなえて量刑検索を行い、各事案の検討を行うなど、作業量は通常事件と比べても多いと考えられます。

上記作業を1で行うことはかなり負担が大きく、また、証拠制限の観点からも、早期に多角的に事案を検討する必要性が高いといえます。

3 裁判員裁判対象事件においては 捜査段階から複数で対応する必要性が

しかし、公判段階や公判前整理手続段階から弁護人が複数で担当すれば足りるというものではありません。

ません。

裁判員裁判対象事件については、頻繁な接見、接見時における公判を見据えたアドバイス、証拠の収集が必要とされます。

もちろん上記弁護活動は、裁判員裁判対象事件以外であっても行わなければならないものです。ただし、裁判員裁判対象事件では、特に公判中心主義を徹底すべく、不要な供述調書の作成をさせないためには日々の接見を中心とする捜査段階での弁護活動は極めて重要なものといえます。

また、事実上、公判前整理手続に入ってから初めて弁護人として接見に行くよりも、捜査段階から接見を行い、被疑者と信頼関係を築きつつ、早い段階で弁護戦略を組み立てることにより、公判前整理手続の迅速化も図ることが可能になるといえるでしょう。

したがって、捜査段階から複数選任請求を行い、複数で対応することが必要であり、被疑者・被告人にとって望ましいと考えられます。

4 複数選任請求の方法

捜査段階では、東京地方裁判所刑事第14部に複数選任の申入書を提出し、起訴後には係属している裁判所に申入書を提出します。

複数選任申入書には、単に裁判員裁判だからという理由だけではなく、弁護人が複数必要な理由を具体的に記載しておくことが必要とされています。

5 充実した弁護活動のために

以上のとおり、被疑者・被告人の防御のため、充実した弁護活動のためには、捜査段階から複数で活動することが必要であり、裁判所への申入れの手続をとれば、可能であると考えられます。

もし、二人目の弁護人にお心当たりがない場合には、刑事弁護委員会が裁判員裁判を経験した弁護士を紹介いたしますので、東京弁護士会人権課（TEL. 03-3581-2205）までお問い合わせください。

体験談

「刑弁でGO!」の活用例 — 証拠保全申立について

刑事弁護委員会委員 本多 貞雅 (61期)

1 はじめに

平成22年4月3日に発生した事後強盗被疑事件について、当番弁護士として出動し、当会の谷中俊介弁護士と共に被疑者弁護にあたった。

2 事案の概要

平成22年4月3日午後6時15分ころ、花見において深酒し、泥酔した20代男性の被疑者が、他の花見客である女性のバッグの中の財布から金銭を抜き取り、これに気付いた同女が返還を求めたところ、

同女と同女の知人に対して暴行を加えたという事案である。その後、花見の警備にあたっていた多数の警察官によって取り押さえられた。

3 初回接見～勾留決定

初回接見時（4日）、被疑者は、泥酔のため本件犯行の記憶はあまりないと言っていたが、基本的な弁護方針として身体拘束からの早期解放、不起訴の獲得を目指すことにした。

ただ、被疑者の顔や手足に数多くの傷があり、これについて「はっきりは覚えていないが、取り押さえられたときに警察官に殴られたと思う」などと言うので、違法な暴行の可能性を考えた。

しかし、身体拘束からの解放を目指す上で、違法な暴行があったと主張することは、被疑者が反省していないと判断されるのではないかと懸念した。

そこで、まずは、違法な暴行については触れずに、検察官に対して勾留請求前の申入れをし（5日）、勾留質問前には勾留請求却下を求める意見書を提出し、勾留担当裁判官と面接した（6日）。

しかし、結果として勾留決定が出され、暴行を裏付ける客観的かつ重要な証拠である被疑者自身の体に刻まれた傷が、時間の経過によって癒えてしまうことに焦りを感じた。

4 証拠保全申立～決定

ふと、LIBRA2010年1月号「刑弁でGO!」で、寺崎弁護士による「刑事の証拠保全申立」の記事があったことを思い出して読み返し、早速、実行に移した。

4月7日朝一番で、事件係に申立書を提出した（事件番号は1桁）。

なお、あわせて違法な暴行をも主張して準抗告を申し立てたが、違法であることをうかがわせる事情は存在しないとして棄却された。

申立後数時間して、担当部（刑事14部）の裁判官より、事務所に連絡があった。

谷中弁護士が対応し、「事案も重大であるし、傷が消えたら困るので、直ちに証拠保全を行って欲しい」と強く主張した。

すると、しばらくして「決定が出たので午後4時から検証を行う」との連絡があった。

検証は、裁判所地下の第1勾留質問室において、被疑者の指示説明に基づいて、書記官による写真撮影の方法で行われた（合計38枚）。寺崎弁護士によれば、15分～20分程度とのことであったが、本件では終了までに55分を要した。

5 事案の顛末

検証調書は15日にできたので、早速カラーで謄写した。

しかし、当時は既に被害者との示談が成立しており、勾留満期日（23日）には処分保留釈放、その後不起訴処分（起訴猶予）となったため、結果として、当該調書を公判廷等で使用することはなかった。

とはいえ、被疑者のために一生懸命活動した姿は、被疑者にもしっかりと伝わったと感じているし、本件を通じて刑事弁護人としても一回り大きくなれたと感じている。

今後も、積極的に証拠保全を活用していきたいと思うと同時に、「刑弁でGO!」には必ず目を通して、さらに刑事弁護人としての幅を広げていきたい。